

# 過疎地域等自立活性化推進交付金について

---

平成29年4月10日(月)

総務省 地域力創造グループ 過疎対策室

- 過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業を支援することにより、過疎地域等の自立活性化を推進。

## ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における地域運営組織の取組を支援
  - ・生活の営み(日常生活支援機能)の確保
  - ・生産の営み(地域産業)の振興
- 平成29年度予算積算額 4.0億円  
<1事業当たり2,000万円以内>

## ②過疎地域等自立活性化推進事業

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援
  - ・生活の安心・安全確保対策
  - ・移住・交流・若者の定住促進対策
  - ・地域文化伝承対策 等
- 平成29年度予算積算額 1.4億円  
<1事業当たり1,000万円以内>

## ③過疎地域集落再編整備事業

- 過疎地域の集落再編を図るためにを行う次の事業に対して補助
  - ・定住促進団地整備事業
  - ・定住促進空き家活用事業
  - ・集落等移転事業
  - ・季節居住団地整備事業
- 平成29年度予算積算額 0.9億円<交付率1/2>

## ④過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備に対して補助
  - ・生産加工施設
  - ・資料展示施設
  - ・教育文化施設
  - ・地域芸能・文化体験施設 等
- 平成29年度予算積算額 0.6億円<交付率1/3>

# ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

平成29年度予算 4.0億円

○ 集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(「小さな拠点」)において、住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援。

## 集落ネットワーク圏における取組イメージ



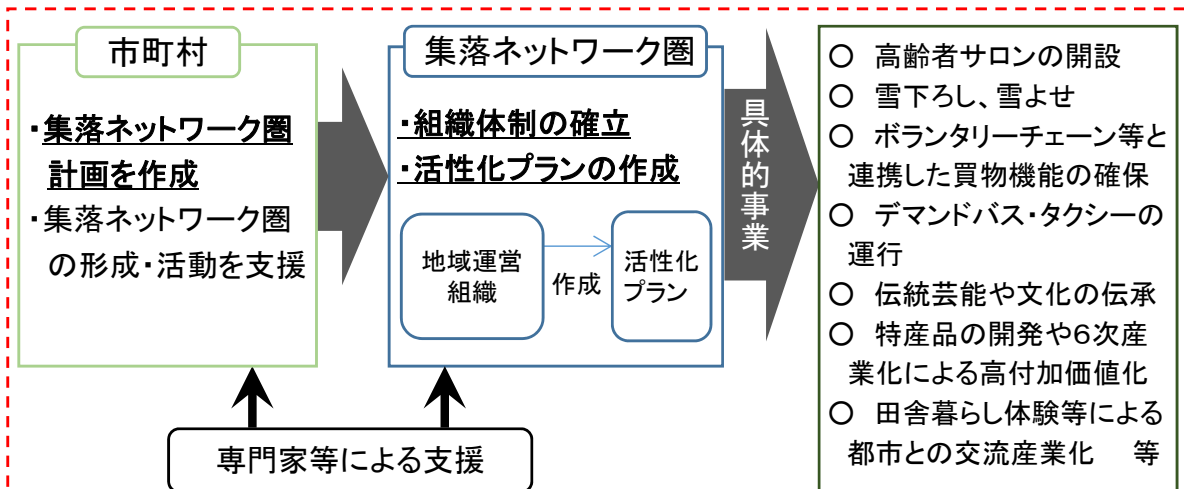
役場所在地域

・役場・病院・商店街  
・事業所 駅

※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

## 施策の概要

- (1) 事業実施主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織)  
※ 交付金の申請は市町村が行う。
- (2) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (3) 平成29年度予算積算額 400,000千円
- (4) 対象事業 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業



市町村  
・集落ネットワーク圏  
計画を作成  
・集落ネットワーク圏  
の形成・活動を支援

集落ネットワーク圏  
・組織体制の確立  
・活性化プランの作成  
地域運営  
組織 作成  
活性化  
プラン

具体的事業

- 高齢者サロンの開設
- 雪下ろし、雪よせ
- ボランティアチェーン等と連携した買物機能の確保
- デマンドバス・タクシーの運行
- 伝統芸能や文化の伝承
- 特産品の開発や6次産業化による高付加価値化
- 田舎暮らし体験等による都市との交流産業化 等

専門家等による支援

## ② 過疎地域等自立活性化推進事業

平成29年度予算 1.4億円

- 過疎地域市町村等を対象に、過疎地域における産業振興、生活の安心・安全確保対策や定住促進対策などの喫緊の諸課題に対応するための取組を支援。

### 取組のポイント

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業による対策
- 過疎地域市町村等が取り組む先進的で波及性のある事業をモデル的に推進

### 施策の概要

(1) 事業主体

過疎地域市町村等

(2) 交付額

1事業当たり1,000万円以内

(3) 平成29年度予算積算額

140,000千円

(4) 対象事業

おおむね以下の分野に該当するソフト事業

- ① 産業振興
- ② 生活の安心・安全確保対策
- ③ 集落の維持・活性化対策
- ④ 移住・交流・若者の定住促進対策
- ⑤ 地域文化伝承対策
- ⑥ 環境貢献施策の推進



### ③ 過疎地域集落再編整備事業

平成29年度予算 0.9億円

○ 過疎地域市町村を対象に、過疎地域における集落再編を図る取組を支援。

#### 事業の内容

##### (1) 事業の種類

###### ① 定住促進団地整備事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する経費に対して補助を行う。

###### ② 定住促進空き家活用事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備する経費に対して補助を行う。

###### ③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるための経費に対して補助を行う。

###### ④ 季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するため、交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象に、冬期間など季節的に居住等することを目的に、団地を形成する経費に対して補助を行う。

##### (2) 事業主体

過疎地域市町村

##### (3) 交付率

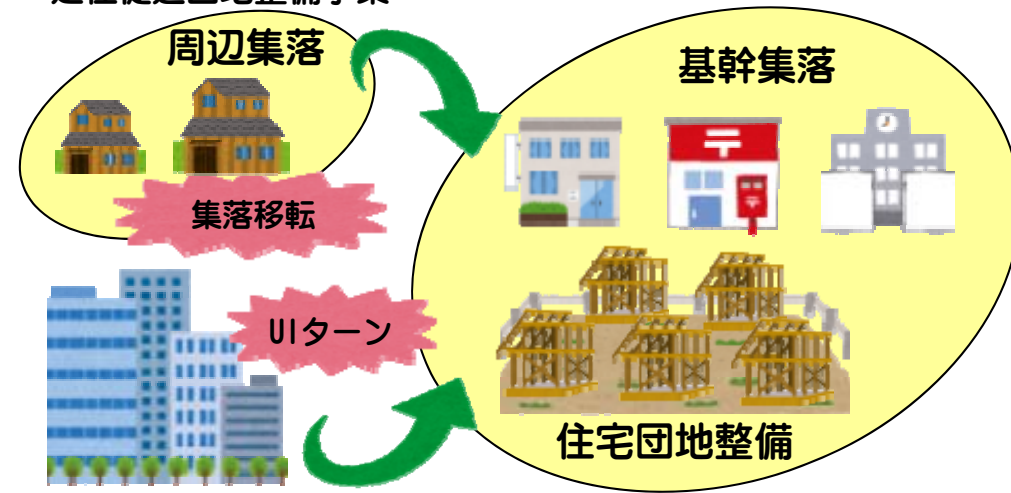
1/2以内

##### (4) 平成29年度予算積算額

89,652千円

#### 事業のイメージ図

##### 定住促進団地整備事業



##### 定住促進空き家活用事業

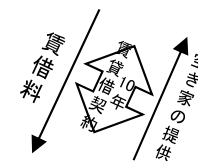
<活用例>

市町村が10年間空き家所有者と賃貸借契約を行う場合

##### 【市町村】

メリット

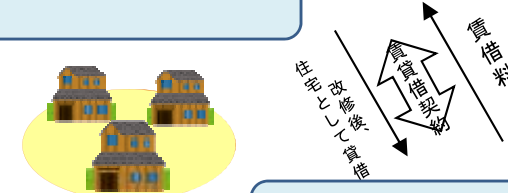
- ① 中山間地域の集落維持対策
- ② 地域資源を有効活用



##### 【空き家所有者】

メリット

- ① 行政との契約による安心感
- ② 安定的な賃貸料収入



##### 【定住者】

メリット

- ① 行政との契約による安心感
- ② 戸建住宅の確保
- ③ 移住に伴う初期費用の軽減

賃貸借契約  
(11年目以降)



## ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

平成29年度予算 0.6億円

- 過疎市町村等を対象に、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図る取組を支援。

### 事業の内容

過疎地域には、廃校舎や使用されていない家屋等が数多く存在している。こうした遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民等との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。

#### (1) 事業主体

過疎地域市町村等

#### (2) 交付率

1/3以内

#### (3) 平成29年度予算積算額

60,000千円

### 事業のイメージ図

